

公立大学法人福岡女子大学利益相反マネジメント規則

法人規則第 99 号

平成 27 年 9 月 7 日

(目的)

第 1 条 この規則は、福岡女子大学利益相反マネジメントポリシー（平成 27 年 9 月 7 日教育研究協議会承認）に定めるところに従い、利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、産学官連携の健全な推進と福岡女子大学(以下「本学」という。)の教職員等並びに本学が産学官連携活動に取り組むための環境整備に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において「教職員等」とは、役員（非常勤を除く。）及び職員(教員及び客員研究員を含む。)をいう。
- 2 この規則において「利益相反行為」とは、広義の利益相反に該当する状況を当該教職員等自らが生じさせる行為をいう。
- 3 この規則において「企業等」とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。
- 4 この規則において「部局」とは、国際文理学部、各研究科、事務局（経営管理部、学務部、経営企画室）及び女性キャリア支援センターをいう。

(総括者)

- 第 3 条 本学における狭義の利益相反行為の防止等に関しては、学長が総括する。
- 2 地域連携センター産学官地域連携部門長は、教職員等の産学官連携活動における狭義の利益相反行為の防止等に関し、前項の職務を補佐する。
- 3 人事担当の理事は、兼業活動における利益相反行為の防止等に関し、第 1 項の職務を補佐する。

(部局の長の責務)

第 4 条 部局の長は、当該部局の教職員等における利益相反行為の防止等に関し総括する。

(教職員等の責務)

第 5 条 教職員等は、高い倫理性を保持し、利益相反行為を行ってはならない。

(利益相反マネジメントの対象者)

第 6 条 利益相反マネジメントの対象者は、本学の教職員等とする。

(対象事象)

第7条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 教職員等が産学官連携活動を行う場合（例えば、国、地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体（以下「企業等」という。）との兼業活動、共同研究及び受託研究、自らが関わる知的財産権の企業等への譲渡及び実施許諾等並びに企業等からの研究員等の受入れを行う場合等をいう。）で、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 当該企業等から一定額以上の金銭の供与を受ける場合
 - イ 当該企業等から一定額以上の物品等の供与を受け、又は購入する場合
 - ウ 当該企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権及び受益権等を取得する場合
 - エ 学生及び研究生を産学官連携活動に従事させる場合
- (2) その他次条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象事象と認めた場合

(利益相反マネジメント委員会)

第8条 本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 第12条の規定により提出された自己申告書等に基づく審査に関する事項
- (2) 前号の審査結果に係る是正措置等の助言等に関する事項
- (3) その他利益相反行為の防止等に関し必要な事項

(委員会の組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究担当の副学長
 - (2) 人事担当の理事
 - (3) 国際文理学部長
 - (4) 各研究科長
 - (5) 地域連携センター長
 - (6) 産学官地域連携部門長
 - (7) 経営管理部長
 - (8) 学務部長
 - (9) 本学に所属しない利益相反等に識見を有する者で理事長が必要と認めるもの 1名
- 2 第1項第9号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、研究担当の副学長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第11条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(自己申告書の提出)

第12条 産官学連携活動又は兼業活動を行う教職員等は、利益相反に該当する状況を生じさせることを防止するため、自己申告書を部局の長(役員にあつては、学長。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の自己申告書の提出基準、提出時期及び書式等は、委員会が別に定める。

3 教職員等は、第1項に定める場合のほか、利益相反に該当する状況を生じさせることが懸念される場合は、自己申告書を委員会に提出することができる。

(委員会における審査等)

第13条 委員会は、前条第1項又は第3項の規定により自己申告書の提出を受けたときは、当該部局の定めるところにより、利益相反に該当する状況が生じる可能性の有無、程度等について審査を行う。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、必要と認めるときは、産官学連携活動又は兼業活動を行う教職員等に対し、当該活動に係る利益相反の防止等について、指導・助言等を行い、又は必要に応じ教職員等から説明等を求めるものとする。

3 委員会は、第1項の審査を行ったときは、審査結果を理事長及び当該教職員等の所属部局の長に報告するものとする。

(審査結果の通知)

第14条 理事長は、前条第3項の規定により報告を受けた審査結果が、利益相反に該当する状況が生じる可能性があるとして判定されたときは、当該審査結果(その理由及び是正措置等)を当該教職員等に通知する。

(異議申立て)

第15条 教職員等は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該審査の結果に不服があるときは、委員会に対して書面により異議申立てを行うことができる。

2 委員会は、前項の申立てがあつたときは、その内容について審査を行い、審査結果を当該教職員等に通知するものとする。

(秘密の保持)

第16条 本学における利益相反マネジメントに関する業務に関与する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。当該職務を退いた後も、同様とする。

2 委員会は、提出された自己申告書を適切に管理し、保管するものとする。

(事務)

第17条 利益相反のマネジメントに関する事務は、経営管理部総務班の協力を得て、地域連携班において処理する。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年9月7日から施行する。